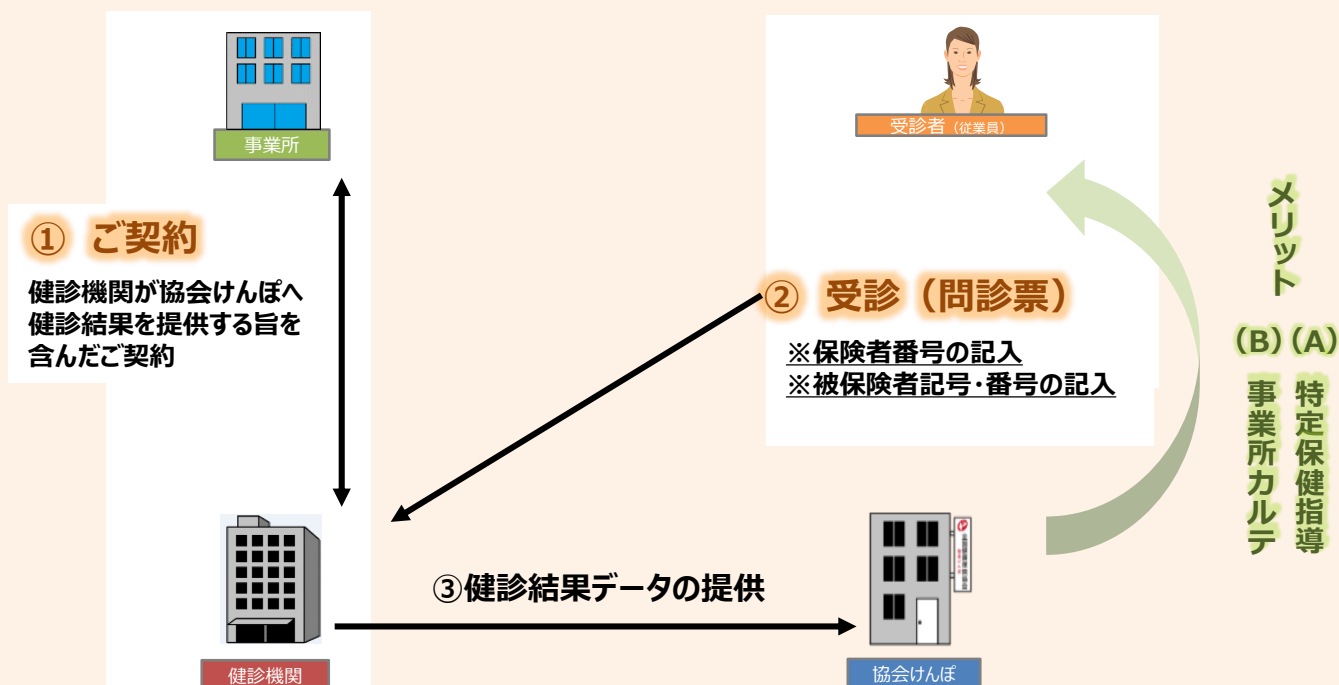


事業者健診結果を協会けんぽに提供ください

生活改善が必要な方に、特定保健指導を提供いたします

事業主様へ

- ① 事業者健診のご契約の際は、
「健診機関が協会けんぽに健診結果を提出する」旨を含んだ契約をお願いします。
- ② 健診受診時に従業員様に保険証をご持参いただくようご説明をお願いします。



事業主様に代わり、健診機関が協会けんぽに事業者健診結果を提出することを、予め契約の中で取り決めることで、健診機関から協会けんぽに直接提供されます。

提供した健診結果はどのような目的で使用されるのでしょうか？

- (A) 健診結果に基づき、生活習慣の改善が必要な方に特定保健指導を行います。
- (B) 事業所の健康度を見える化した事業所カルテを提供します。

健診結果は個人情報ですが、協会に提供しても大丈夫です！

高齢者の医療の確保に関する法律により、事業主様が健診結果を保険者へ提供することが義務付けられており問題はありません。また、このような法律に義務付けがある場合、健診を受けた方（従業員様）の同意も必要ありません。（個人情報の保護に関する法律第23条）

